

令和3年第6回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月11日（金）午前9時30分から10時20分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員（18人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
10番	中里 光明 君	11番	沼沢 こえ子 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
18番	大沢 トモ子 君	19番	鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員（1人）

9番 佐々木 喜克 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第28号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 弘幸 君
事務局次長	町屋 剛 君
総務班長	川村 悦子 君
主 事	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和3年第6回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（中村） 本日、9番佐々木喜克委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中18名で、定客数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、10番中里光明委員と17番鈴木徳治委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。

それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は2件です。議案書の1ページ、参考資料の1の1ページをご覧ください。

報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

1番 大字倉石石沢字山辺沢、畑、1筆。面積は●●m²です。

新たな借主と利用権設定するために解約するものです。

2番 大字倉石石沢字山辺沢、畑、1筆。面積は●●m²です。

新たな借主と利用権設定するために解約するものです。

議長（岩井） ただ今の報告第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。

特に発言がないようですので、報告第10号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、2番北村勉委員と12番豊川敏雄委員です。調査委員席に着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の農地法第 3 条の許可申請について説明させていただきます。議案書の 2 ページ、参考資料の 3 の 1 ページをご覧ください。

議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

今月の許可申請は、1 議案 1 件で、贈与による所有権移転に関する件です。

1 番 大字切谷内字荒田ノ下、字内大窪、字大森、字大森下川原、字大開、字北田ノ沢、字蛸川村の田 10 筆、畑 8 筆、合計 18 筆。面積は●●m²です。

1 番は、別添調査書にあります通り農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。経営の安定化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、豊川敏雄委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

豊川敏雄委員 それでは座ったままで説明いたします。

農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 2 ページ、議案第 25 号と参考資料の 3 の 1 ページを御覧ください。

6 月 2 日に、岩井会長と、北村 勉委員、及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が体調不良となり耕作が困難となったことから、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、長いも、葉たばこ、大豆、水稻を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) それでは、議案書の4ページ、参考資料の9ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案2件です。

1番 農地の所在は字正場沢長根、地目は畑。面積は●●m²です。

転用目的は、自己住宅1棟、物置小屋1棟の建築です。

農地区分は、その他の第2種農地と判断いたします。

2番 農地の所在は、字中ノ沢、地目は畑。面積は●●m²です。

転用目的は、資材置場・駐車場の拡張です。

農地区分は、その他の第2種農地と判断いたします。

期間は10年間の賃貸借です。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、北村勉委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

北村勉委員 それでは座って説明させていただきます。

農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 4 ページ、議案第 36 号と参考資料の 9 ページを御覧ください。

なお、3 条申請と同じく 6 月 2 日に現地調査を行いました。

1 番は、5 人家族で借家にて生活しており、子供の成長に伴い今のアパートでは手狭になり、申請地を購入して住宅建設を行う計画です。

周囲は、北側と東側は住宅に接しており、西側と南側は道路となっております。汚水等は合併浄化槽で浄化後、浸透枳で処理します。

雨水は地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。

2 番は、建設会社で既存の資材置き場、従業員駐車場が手狭となり、資材置き場を拡張するため隣接する申請地を貸借により、資材置き場、駐車場とするものです。

周囲は、東側は原野で、南側は畑。北側は会社となっております。西側は道路に面しており、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10 番（中里） 聞き逃したので、1 番の新築の方の汚水の処理が合併浄化槽ですか。

北村勉委員 はい。合併浄化槽です。

議 長（岩井） その他ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。

議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 26 号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席に戻る）

議長（岩井） 次に、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の 5 ページ、議案第 27 号をご覧ください。
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和 3 年 5 月 25 日付け、五農林第 84 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 10 件で、合計面積は●●m²です。

議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1-1 番と 1-2 番は、報告第 10 号で合意解約の通知書を受理したものです。

1-1 番 農地の所在は、大字倉石石沢字山辺沢、畑。面積は●●m²の内●●m²です。

2 年間の賃貸借で、賃借料は 10a あたり●●円、●●円です。

1-2 番 農地の所在は、大字倉石石沢字山辺沢、畑。面積は●●m²です。

2 年間の賃貸借で、賃借料は 10a あたり●●円、●●円です。

2 番 農地の所在は、大字倉石石沢字木戸場、畑。面積は●●m²の内●●m²です。

期間は、令和 3 年 6 月 11 日から令和 8 年 4 月 11 日です。賃貸の申し出により 4 月に更新した農地と終期を合わせるため 4 年 10 カ月

の賃貸借となりました。

賃借料は10aあたり●●円、●●円です。

3番 農地の所在は、大字倉石又重字前田内沢、畑。面積は●● m^2 です。

5年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり●●円、●●円です。

4番 農地の所在は、大字倉石又重字中崎、畑。面積は●● m^2 です。

賃借人の申し出により、来年6月に終期を迎える農地と終期を合わせるため、1年間の賃貸借となりました。

賃借料は10aあたり●●円、●●円です。

5-1番 農地の所在は、大字扇田字七百刈、田。面積は●● m^2 です。

賃借人の申し出により、賃借期間は、令和3年6月11日から令和7年12月31日までの水稻作付け5作に相当する期間となりました。

賃借料は10aあたり●●円、●●円です。

5-2番 農地の所在は、大字扇田字五郎田、字桜川、田。計5筆。面積は●● m^2 です。

5-1番と同じで、水稻作付け5作に相当する期間で、使用貸借です。

6番 農地の所在は、大字倉石石沢字大沢、田。面積は●● m^2 で、10年間の使用貸借です。

7番 農地の所在は、大字上市川字皂窪、畑。面積は●● m^2 で、5年間の使用貸借です。

次は、農地中間管理事業による一括方式の貸借です。

8番 農地の所在は、大字倉石石沢字山辺沢、畑。面積は●● m^2 です。

5年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり●●円、●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番（中川原） ちょっとお伺いします。1-1の●●●●さんの関係ですが、報

告 10 号で●●m²の合意解約だった。そして今貸付するのが●●m²、一部分だと思うのですが、そのあとの一部分はどうなるのかお知らせ願いたい。

事務局（川村） そのこの部分については、勾配が付いているので雨が降った時に土が流れるという事で、賃借人が草を刈りながら様子を見て、流れない様であれば隣も借りたいと聞いております。

15番（中川原） 前は、中間管理事業で全体で借りていたと思いますが、賃借料の関係はどうなりますか。中間管理事業と今とでは差が出てきますか。

事務局（川村） 今回借りる土地については、面積相当分の賃借料を支払うことになっていますが、前回は面積相当の支払いだったと思うのですが、不確かなので確認して次回の報告でよろしいでしょうか。

15番（中川原） はい。

13番（竹原） 同じような質問になるかと思いますが、5 ページの 2 番。面積●●m²の内●●m²。残りはどのような状態ですか。今現在、何を作付けしていますか。

事務局（川村） 賃借人が借りていない部分については、農地の所有者がブルーベリー等を作付けしているそうです。

13番（竹原） 賃借人は何を作付けしているのですか。

事務局（川村） 長いものです。

議長（岩井） その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 27 号は、原案のとおり決定しました。

議長(岩井) 次に、議案第 28 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(町屋) それでは、資料の 10 ページからご覧います。

令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価の資料となります。

1 番、農業委員会の状況。1 項目農業の概要及び 2 項目、農業委員会の現在の体制については、令和 3 年 6 月 8 日現在で報告するものですけれども、国からの指示により、昨年の計画数値をそのまま記載することと連絡を受けていますので、昨年度の計画をそのまま転記しています。よって、2015 年の農林業センサスの数値と、農業委員の方については、改選前の農業委員の数値、また推進委員の人数となっております。

続きまして 11 ページをご覧います。2. 担い手への農地の利用集積・集約化の資料でございます。1 これまでの集積面積、●●ha 令和 2 年度現在です。2 集積目標●●ha、集積の実績は、●●ha、マイナス●●ha ございました。達成状況は 96.3% でございます。減少の要因としましては、認定農業者の経営体数の減、及び特定農作業受託面積の減、等でございます。

12 ページをご覧います。3. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。1 現状及び課題は、平成 29 年から令和元年までの状況を記載してございます。2 項目令和 2 年度の目標及び実績、参入目標。4 経営体の目標面積、●●ha としておりましたけれども、実績は、0 経営体でございます。参入実績面積も●●ha となります。

13 ページをご覧います。4. 遊休農地に関する措置に関する評価。1 項目現状及び課題でございますけれども、令和元年度までの遊休農地面積、●●ha。2 項目令和 2 年度の目標及び実績、解消目標面積を●●ha とし、遊休農地面積を●●ha から●●ha とする計画で

ございましたけれども、逆に●●ha 遊休農地が増となり、●●ha となってございます。

14 ページをご覧ください。5. 違反転用への適正な対応については、1 項目現状は違反転用面積●●ha。2 項目実績は●●ha で増減はございません。

15 ページをご覧ください。6. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。1 項目農地法第 3 条に基づく許可事務、1 年間の処理件数 39 件のうち許可 39 件、不許可 0 件でございます。2 項目農地転用に関する事務、1 年間の処理件数 14 件でございます。

16 ページをご覧ください。3 項目農地所有適格法人からの報告への対応。管内の農地所有適格法人の数は 13 法人で、提出があった法人数は 12 法人。督促を行った法人数は 1 で、提出もございませんでした。4 項目情報の提供と調査対象賃貸借件数 238 件。調査対象権利移動等件数 802 件。整備対象農地面積●●ha でございます。

17 ページをご覧ください。7. 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、農地利用最適化等に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務に要望意見等はございませんでした。8. 事務の実施状況の公表等。1 総会等の議事録の公表及び 3 活動計画の点検・評価の公表については共にホームページに公表しております。2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出件数は 0 件でございます。

18 ページをご覧ください。18 ページからは令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。1. 農業委員会の状況。1 項目農家・農地等の概要は国の作付く面積統計及び 2020 年度の農林業センサスの数値を記載してございます。2 項目農業委員会の体制ですけれども、昨年 7 月に改選がございました。農業委員数は、欠員なしの 19 名。推進委員は 4 地区で 16 名でございます。

19 ページをご覧ください。2. 担い手への農地の利用集積・集約化。1 項目現状及び課題でございますが、これまでの集積面積●●ha。集積率 34.6%。2 項目令和 3 年度の目標面積ですけれども、昨年度の実績がマイナスの●●ha ございました。新規の集積は●●ha ですけれども、過大な目標設定ですと達成が困難となりますので、昨年実績●●ha の 50%と積算し、●●ha 増の●●ha を目標としております。3. 新たな農業経営を営もうとする者の参加促進。2 項目目令和 3 年度の目標でございますが、昨年の目標と同数の 4 経営体、目標面積は過去の 1 経営体当たりの平均面積が●●ha でしたので、

4 経営体ですので●●ha で設定しております。

最後、20 ページでございます。4. 遊休農地に関する措置。1 項目現状ですが、遊休農地面積●●ha、割合が 0.71%で 2 項目遊休農地の解消面積●●ha の 20%と設定し、●●ha の解消で数値を載せてございます。5. 違反転用への適正な対応。現状●●ha です。こちらの課題として、調査後の違反転用者への是正指導を徹底します。こちら、総会で決定頂いた後に、国へのホームページへのアップ、県への報告資料として提出したいと思っております。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

19 番（鳥谷部） 非常に良く報告されていると思っておりますけれども、点検評価において、指摘事項とか指導事項とか何かございますか。

事務局（町屋） 県からの指導指摘は、昨年度は特にございませんでした。ただ目標面積を大幅に下がっている場合には、問い合わせはあると思っております。

議長（岩井） その他ご意見ございますか。

15 番（中川原） 20 ページ、違反転用への適切な対応、違反転用面積●●ha は何に基づいて●●ha が出てきているのか。

事務局（町屋） 農地パトロールの結果を積算して積み上げた数値でございます。

13 番（竹原） 19 ページの担い手への現状の集積率の数値は上がっているのか下がっているのか。

事務局（町屋） こちらについては資料がないので次回の総会の際に報告したいと思っております。

13 番（竹原） はい。18 ページの農業委員会の現在の体制の内訳を足すと 19 名になるのではないのか。見方を教えてください。

事務局（町屋） こちらは内訳ではございません。項目に該当する数値のみを記載しております。

議 長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 28 号は、原案のとおり決定しました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和 3 年第 6 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年6月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員